

報道機関各位

【期間延長】

**久留米市における家屋被害認定調査に職員を追加で派遣します。
(7月28日出発式)**

本市は、今月の大雨で被害のあった久留米市に、7月15日から28日までの14日間、家屋被害認定調査業務に従事する職員を派遣しています。

しかし、未だに調査終了の目途が立っていない状況であるため、久留米市及び福岡県市長会から派遣期間の延長要請がありました。

これを受け、本市から下記のとおり職員を派遣します。

1 業務内容

家屋被害認定調査業務（浸水家屋の被害状況の調査など）

2 従事場所

久留米市本庁舎 2階 くるみホール（久留米市城南町15-3）

3 派遣期間・人数

7月28日（金）～8月10日（木）14日間（1班あたり4～5日間）

1班あたり4名×4班 計16名

※現地の業務の進捗状況で、派遣期間等に変更が生じることがあります。

4 従事体制

久留米市職員、及び福岡県や他都市からの応援職員と合同で業務にあたる。

5 出発式

(1) 日 時 令和5年7月28日（金） 8時45分～9時00分

(2) 場 所 北九州市役所本庁舎 5階 第一応接室（小倉北区域内1-1）

(3) 出席者 市長、危機管理監、派遣者他関係職員

【問い合わせ】

危機管理室（担当：大村・角野）

TEL：093-582-2110